

議案第 2 2 号

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(13の2) 略

(14) 略

(15)～(178の2) 略

(179) 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（2の項(1)に掲げる特定計量器のうち、最小の目盛（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、同表の右欄に定める額の2倍の額）

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(13の2) 略

(13の3) 略

(14) 旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付 1件につき650
円

(15)～(178の2) 略

(179) 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（2の項(1)に掲げる特定計量器のうち、最小の目盛（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、同表の右欄に定める額の2倍の額）

区 分	金 額
1～3 略	略
4 <u>アネロイド型圧力計（計ることがで きる最大の圧力が50メガパスカルを超 えるもの及びアネロイド型血圧計を除 く。）</u>	<u>1個につき90円</u>
5 略	略

(180)～(265の3) 略

(265の4) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第2
条第2項に規定する特定疾病（次号において「特定疾病」と
いう。）の検査（異常を示す個体でないことを確認するため
依頼を受けて行う検査に限る。） 次の表の左欄に掲げる区
分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(265の5) 魚類に係る疾病（特定疾病を除く。）の検査 次の
表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める
額

区 分	金 額

区 分	金 額
1～3 略	略
4 略	略

(180)～(265の3) 略

(265の4) 魚類に係る疾病の検査（異常を示す個体でないこと
を確認するため依頼を受けて行う検査（アユ冷水病に関する
検査を除く。）に限る。） 次の表の左欄に掲げる区分に応
じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(265の5) 魚類に係る疾病の検査のうちアユ冷水病に関するも
の 1回につき28,600円

1 アユ冷水病の検査	1 回につき 28,600円
2 ヒラメに係るクドア・セブテンプランクタータの検査	
(1) PCR検査	1 回につき 19,900円
(2) 検鏡検査	1 回につき 15,700円

(265の6) 前2号に規定する検査に関する証明書の交付 1件につき420円

(266)～(328) 略

2 略

(265の6) 魚類に係る疾病の検査に関する証明書の交付 1件につき420円

(266)～(328) 略

2 略

第2条 鳥取県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第315号の2中「登録住宅性能評価機関」の次に「(以下「登録住宅性能評価機関」という。)」を加え、同項中第315号の4の次に次の2号を加える。

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第54条第1項の規定に基づく

低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物全体に係るもの 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。） 次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額	
	適合証（低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類であって、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち知事が定めるものが交付したものをいう。以下同じ。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1戸	1件につき32,000円	1件につき4,000円
2戸以上5戸以下	1件につき64,000円	1件につき9,000円
6戸以上10戸以下	1件につき91,000円	1件につき16,000円

11戸以上25戸以下	1 件につき128, 000円	1 件につき27, 000円
26戸以上50戸以下	1 件につき184, 000円	1 件につき43, 000円
51戸以上100戸以下	1 件につき262, 000円	1 件につき76, 000円
101戸以上200戸以下	1 件につき357, 000円	1 件につき122, 000円
201戸以上300戸以下	1 件につき467, 000円	1 件につき153, 000円
301戸以上	1 件につき548, 000円	1 件につき163, 000円

(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1 件につき101, 000円	1 件につき9, 000円
300 平方メートルを超え、2, 000 平方メートル以下	1 件につき169, 000円	1 件につき27, 000円
2, 000 平方メートルを超え、5, 000 平方メートル以下	1 件につき262, 000円	1 件につき76, 000円
5, 000 平方メートルを超え、10, 000 平方メートル以下	1 件につき336, 000円	1 件につき120, 000円
10, 000 平方メートルを超え、25, 000 平方メートル以下	1 件につき403, 000円	1 件につき153, 000円
25, 000平方メートル超	1 件につき469, 000円	1 件につき190, 000円

(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。） 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、

それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1 件につき224,000円	1 件につき9,000円
300 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下	1 件につき358,000円	1 件につき27,000円
2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以下	1 件につき509,000円	1 件につき76,000円
5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以下	1 件につき623,000円	1 件につき120,000円
10,000 平方メートルを超え、25,000 平方メートル以下	1 件につき737,000円	1 件につき153,000円
25,000平方メートル超	1 件につき841,000円	1 件につき190,000円

イ 共用部分のある共同住宅全体に係るもの（アに掲げるものを除く。） アの(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

ウ 共同住宅の共用部分以外の部分又は一戸建ての住宅に係るもの アの(ア)に定める額

エ 住宅以外の建築物全体に係るもの アの(ウ)に定める額

(315の6) 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項において準用する低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した

額)

ア 住宅の戸数の増加を伴う変更に係るもの 次の(ア)から(エ)までに定める額を合計した額

(ア) 増加する住宅の戸数に応じ、前号アの(ア)に定める額

(イ) 変更する住宅（増加する住宅を除く。）の戸数に応じ、前号アの(ア)に定める額に2分の1を乗じて得た額

(ウ) 変更後の共用部分（増加する共用部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し又は減少する共用部分の床面積を加えた面積に応じ、前号アの(イ)に定める額

(エ) 変更後の非住宅部分（増加する非住宅部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し又は減少する非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、前号アの(ウ)に定める額

イ 住宅の戸数の増加を伴わない変更に係るもの アの(イ)から(エ)までに定める額を合計した額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。